

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新
I 総則	I 総則
<p>第3条 定義</p> <p>(11)スポット市場価格</p> <p>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当該一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、<u>当該一般送配電事業者</u>が決定した値といたします。</p> <p>(13)<u>加重</u>平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき<u>加重</u>平均市場価格を算定する場合の期間とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 東北電力ネットワーク株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>ロ （省略）</p>	<p>第3条 定義</p> <p>(11)スポット市場価格</p> <p>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当該一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、<u>当社</u>が決定した値といたします。</p> <p>(13)平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>イ 東北電力ネットワーク株式会社、<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>ロ （省略）</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>(14)平均市場価格算定期間</u>  <del>卸電力取引所が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</del></p> <p><u>(15)～(32)(省略)</u></p> <p>本約款は、<u>令和5年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p>	<p><u>ハ 北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域</u>  <u>毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(14)～(31)(省略)</u></p> <p>本約款は、<u>令和6年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新										
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<b>供給区域ごとに次の値といたします。</b>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p><u>イー北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域</u></p> <p><u>(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価および(6)イの市場価格調整単価の合計といたします。</u></p> <p><u>ロイ以外の供給区域</u></p> <p><u>(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価、(6)イの市場価格調整単価および供給区域ごとに次に定める単価の合計といたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">加算する単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td><u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u></td> </tr> <tr> <td><u>中部電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td><u>(5)イの卸市場価格調整単価</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u></td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	加算する単価	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(5)イの卸市場価格調整単価</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>(3)の燃料価格調整単価、(4)の市場価格調整単価の合計といたします。ただし、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域においては、(5)の離島ユニバーサルサービス調整単価も加算いたします。</u>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
供給区域	加算する単価										
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>										
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u>										
<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(5)イの卸市場価格調整単価</u>										
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>										

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧			新																										
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>																												
(3) (省略)			(3) (省略)																										
(4) <u>加重平均</u> 市場価格調整項			(4) 市場価格調整項																										
<u>イー加重平均市場価格調整単価の算定</u>			(削除)																										
	(追加)		<u>市場価格調整単価の算定は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</u>																										
	(追加)		<u>イ 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</u>																										
(イ) <u>加重</u> 平均市場価格			(イ) 平均市場価格																										
1 キロワット時当たりの <u>加重</u> 平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、 <u>加重</u> 平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。			1 キロワット時当たりの平均市場価格は、 <u>供給区域ごとの</u> スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。																										
<u>加重</u> 平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \varepsilon$			平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \varepsilon$																										
D = 各 <u>加重</u> 平均市場価格算定期間における1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格			D = 各平均市場価格算定期間における1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格																										
E = 各 <u>加重</u> 平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格			E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格																										
$\delta$ 、 $\varepsilon$ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。			$\delta$ 、 $\varepsilon$ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th><math>\delta</math></th> <th><math>\varepsilon</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.5332</td> <td>0.4668</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.6566</td> <td>0.3434</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.1316</td> <td>0.8684</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	$\delta$	$\varepsilon$	東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668	東京電力パワーグリッド株式会社	0.6566	0.3434	中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684			<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th><math>\delta</math></th> <th><math>\varepsilon</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.5332</td> <td>0.4668</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>0.6566</td> <td>0.3434</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.1316</td> <td>0.8684</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	$\delta$	$\varepsilon$	東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668	東京電力パワーグリッド株式会社	0.6566	0.3434	中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684		
供給区域	$\delta$	$\varepsilon$																											
東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668																											
東京電力パワーグリッド株式会社	0.6566	0.3434																											
中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684																											
供給区域	$\delta$	$\varepsilon$																											
東北電力ネットワーク株式会社	0.5332	0.4668																											
東京電力パワーグリッド株式会社	0.6566	0.3434																											
中国電力ネットワーク株式会社	0.1316	0.8684																											

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新
<p>なお、<u>加重</u>平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) <u>加重平均</u>市場価格調整単価</p> <p><u>加重平均</u>市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、<u>加重平均</u>市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。</p> <p><u>加重平均市場価格調整単価</u> = (加重平均市場価格 - 基準市場価格) × ロの調整係数</p> <p><u>(ニ) 加重平均</u>市場価格調整単価の適用</p> <p>各<u>加重</u>平均市場価格算定期間の<u>加重</u>平均市場価格によって算定された<u>加重平均</u>市場価格調整単価は、その<u>加重</u>平均市場価格算定期間に対応する<u>加重平均</u>市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各<u>加重平均</u>市場価格算定期間に対応する<u>加重平均</u>市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>a 東北電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</p> <p>b 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</p>	<p>なお、平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。</p> <p><u>市場価格調整単価</u> = (平均市場価格 - 基準市場価格) × (ホ)の調整係数</p> <p>(ニ) 市場価格調整単価の適用</p> <p>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各<u>平均</u>市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>a 東北電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</p> <p>b 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧		新	
<u>加重</u> 平均市場価格算定期間	<u>加重平均</u> 市場価格調整単価適用期間	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等	毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等	毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の5月分の料金に係る計量期間等	毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の5月分の料金に係る計量期間等
<u>ロ</u> 調整係数 (省略)		<u>ホ</u> 調整係数 (省略)	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新				
(追加)	<p><u>ロ 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域</u></p> <p>(イ) <u>平均市場価格</u>  <u>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの単純平均スポット市場価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p>(ロ) <u>基準市場価格</u>  <u>1 キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: center;">19 円 37 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) <u>市場価格調整単価</u>  <u>市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × (ホ)の調整係数</u></p> <p>(ニ) <u>市場価格調整単価の適用</u>  <u>(3)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</u></p> <p>(ホ) <u>調整係数</u>  <u>調整係数は、次のとおりといたします。</u></p>	供給区域	基準市場価格	中部電力パワーグリッド株式会社	19 円 37 銭
供給区域	基準市場価格				
中部電力パワーグリッド株式会社	19 円 37 銭				

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新		
(追加)	<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>	
		<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>
	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>0.101</u>	<u>0.103</u>
	<u>ハ 北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域</u>		
	<u>(イ) 平均市場価格</u>		
	1 キロワット時当たりの平均市場価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。供給区域ごとに次のとおりといたします。		
	<u>供給区域</u>	<u>平均市場価格</u>	
	<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの単純平均スポット市場価格</u>	
	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>各平均市場価格算定期間における単純平均スポット市場価格</u>	
	<u>(ロ) 基準市場下限価格および基準市場上限価格</u>		
<u>供給区域</u>	<u>基準市場下限価格</u>	<u>基準市場上限価格</u>	
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>8円00銭</u>	<u>32円00銭</u>	
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>6円00銭</u>	<u>18円00銭</u>	
<u>(ハ) 市場価格調整単価</u>			
市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。			



新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新														
	<p><u>a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準下限平均市場価格を下回る場合</u></p> <p><u>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場下限価格) × (ホ)の調整係数</u></p> <p><u>b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準上限平均市場価格を上回る場合</u></p> <p><u>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場上限価格) × (ホ)の調整係数</u></p> <p><u>(ニ) 市場価格調整単価の適用</u></p> <p><u>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりいたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;"><u>平均市場価格算定期間</u></th> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>平均市場価格調整単価適用期間</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>北陸電力送配電株式会社の供給区域</u></th> <th style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社の供給区域</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の2月分の料金に係る計量期間等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u></td> <td style="text-align: center;"><u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>平均市場価格調整単価適用期間</u>		<u>北陸電力送配電株式会社の供給区域</u>	<u>九州電力送配電株式会社の供給区域</u>	<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>平均市場価格調整単価適用期間</u>														
	<u>北陸電力送配電株式会社の供給区域</u>	<u>九州電力送配電株式会社の供給区域</u>													
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>													
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>													
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>													

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新		
	<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>
	<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新											
(追加)	<p>(ホ) <u>調整係数</u> 調整係数は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;"><u>供給区域</u></th> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>調整係数</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>特別高圧</u></th> <th style="text-align: center;"><u>高圧</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>北陸電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.145</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.149</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.307</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.312</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ <u>関西電力送配電株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域</u> <u>市場価格調整単価は適用いたしません。</u></p>	<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>		<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>	<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>0.145</u>	<u>0.149</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.307</u>	<u>0.312</u>
<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>											
	<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>										
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>0.145</u>	<u>0.149</u>										
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>0.307</u>	<u>0.312</u>										
<p><del>(5) <u>卸市場価格調整項</u></del> <del>卸市場価格調整単価の算定方法は、中部電力パワーグリッド株式会社の電気最終保障供給約款における卸市場単価の定めに準ずるものといたします。</del> <del>イ <u>卸市場価格調整単価</u></del> <del>卸市場価格調整単価は、中部電力パワーグリッド株式会社が毎月公表する卸市場単価といたします。</del> <del>ロ <u>卸市場価格調整単価の適用</u></del> <del>各平均燃料価格算定期間における平均卸市場価格にもとづき、中部電力パワーグリッド株式会社により算定された卸市場単価は、卸市場価格調整単価として、(2)イ(≒)に定める各平均燃料価格算定期間に対応する平均燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</del></p> <p><del>(6) <u>市場価格調整項</u></del> <del>市場価格調整単価の算定方法は、当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款における市場価格調整の定めに準ずるものとし、次のとおりといたします。ただし、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域においては電気最終保障供給約款</del></p>	(削除)											
	(削除)											

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧	新
<p><del>におけるスポット市場価格調整の定めに準ずるものといたします。</del></p> <p><del>イ 市場価格調整単価</del></p> <p><del>市場価格調整単価は、当該一般送配電事業者が毎月公表する市場価格調整単価（中国電力ネットワーク株式会社の供給区域においては「スポット市場価格調整単価」をいいます。以下同じ。）とし、次のとおりといたします。</del></p> <p><del>(イ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要の場合は、当該一般送配電事業者の最終保障電力Aの該当する値とし、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要の場合は、当該一般送配電事業者の最終保障電力Bの該当する値といたします。</del></p> <p><del>(ロ) 当該一般送配電事業者が標準電圧、契約電力および計量日ごとに異なる値を公表する場合は、原則として、当社とお客さまの電力供給契約における標準電圧、契約電力および計量日にもとづき、該当する値といたします。</del></p> <p><del>(ハ) 当該一般送配電事業者が季節区分ごとに異なる値を公表する場合は、ロに定める通りといたします。</del></p> <p><del>ロ 平均市場価格調整単価の適用</del></p> <p><del>当該一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間および適用する市場価格調整単価の季節区分は、計量日ごとに次のとおりといたします。</del></p>	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧			新
平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間	適用する 季節区分
計量日が1日 のお客さま	計量日が1日以外 のお客さま		
<u>毎年1月21日から2 月20日までの期間</u>	<u>前年の12月21日か らその年の1月20日 までの期間</u>	<u>その年の3月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年2月21日から3 月20日までの期間</u>	<u>毎年1月21日から2 月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年3月21日から4 月20日までの期間</u>	<u>毎年2月21日から3 月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年4月21日から5 月20日までの期間</u>	<u>毎年3月21日から4 月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年5月21日から6 月20日までの期間</u>	<u>毎年4月21日から5 月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>
<u>毎年6月21日から7 月20日までの期間</u>	<u>毎年5月21日から6 月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>
<u>毎年7月21日から8 月20日までの期間</u>	<u>毎年6月21日から7 月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>
<u>毎年8月21日から9 月20日までの期間</u>	<u>毎年7月21日から8 月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年9月21日から10 月20日までの期間</u>	<u>毎年8月21日から9 月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料 金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧				新
<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<p><u>(7) 離島ユニバーサルサービス調整項</u> (省略)</p> <p><u>(8) 燃料費調整単価の揭示</u>                      当社は、<u>(3)イ(i)によって算定された平均燃料価格、(3)イ(h)によって算定された燃料価格調整単価、(4)イ(i)によって算定された加重平均市場価格、(4)イ(h)によって算定された加重平均市場価格調整単価、(5)イによって算定された卸市場価格調整単価、(6)イによって算定された市場価格調整単価、(7)イ(i)によって算定された離島平均燃料価格、(6)イ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価および(7)によって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社ホームページに掲示いたします。</u></p>				<p><u>(5) 離島ユニバーサルサービス調整項</u> (省略)</p> <p><u>(6) 燃料費調整単価の揭示</u>                      当社は、<u>(2)によって算定された燃料費調整単価、(3)によって算定された平均燃料価格および燃料価格調整単価、(4)によって算定された平均市場価格および市場価格調整単価、(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整単価を、当社ホームページに掲示いたします。</u></p>
6 お問い合わせ窓口その他当社に関する情報				6 お問い合わせ窓口その他当社に関する情報

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和6年1月1日実施

旧		新	
名称	株式会社エネワンでんき	名称	株式会社エネワンでんき
小売電気事業者登録番号	A0015	小売電気事業者登録番号	A0015
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 丸の内センタービル2F	所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 丸の内センタービル2F
お問合せ窓口	エネワンサービスセンター	お問合せ窓口	エネワンサービスセンター
受付時間	24時間	受付時間	24時間
電話番号	0120-106-142	電話番号	0120-106-142
メールでのお問合せ	<a href="mailto:info-ene@saisan.co.jp">info-ene@saisan.co.jp</a>	メールでのお問合せ	<a href="mailto:contact@eneonedenki.co.jp">contact@eneonedenki.co.jp</a>
※停電・緊急時は、当該一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		※停電・緊急時は、当該一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。	
<p>7 本約款の実施にともなう切替措置</p> <p><u>令和5年3月31日</u>以前から供給が継続しており、かつ計量日が1日以外のお客さまの本約款の実施期日を含む計量期間等に係る料金については、変更後の本約款（<u>令和5年4月1日</u>実施）にかかわらず、変更前の本約款（<u>令和5年1月1日</u>実施）によるものといたします。</p>		<p>7 本約款の実施にともなう切替措置</p> <p><u>令和5年12月31日</u>以前から供給が継続しており、かつ計量日が1日以外のお客さまの本約款の実施期日を含む計量期間等に係る料金については、変更後の本約款（<u>令和6年1月1日</u>実施）にかかわらず、変更前の本約款（<u>令和5年4月1日</u>実施）によるものといたします。</p>	